

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和6年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
1	対象者	どのような場面で利用できますか。	保護者の残業、病気、自己実現、学校行事など、一時的に保育が必要となる場面で利用が可能です。	
2	対象者	ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする場合とは、どのような場面ですか。	ベビーシッターに家庭内での共同保育を依頼することにより、子育てに不安を抱える保護者が悩みなどを相談する場合を想定しています。	
3	対象者	利用児童の対象年齢を教えてください。	未就学児（0歳～満6歳に達する年度の末日まで）が対象です。	
4	対象者	子どもの住民票が豊島区にない場合、対象になりますか。	住民票が豊島区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、豊島区に住民登録がある児童とともに区内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。	
5	対象者	母と子は区外へ住所を移した一方、父は豊島区に住所があります。父が申請者の場合、補助申請は可能ですか。	ベビーシッターを利用した子の住民票が豊島区にある場合に、補助申請をすることができますので、このケースでは父名義では申請できません。	
6	利用登録	本事業の利用助成を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要ですか。	必要です。専用メールフォームよりご登録ください。登録完了後、区より登録番号をメールでお送りします。	
7	利用登録	専用メールフォームから利用登録の申請をしましたが、登録番号の返信がありません。この間にベビーシッターを利用した場合は、助成の対象外になりますか。	専用メールフォームからの利用登録申請をいただいた後、おおむね1週間程度で、お子さまの登録番号をメールでお送りします。登録番号が届くまでの間に、急遽ベビーシッターを利用した合も助成の対象となりますので安心してご利用ください。	
8	利用登録	すでに利用登録が済んでいます。年度が変わった時の再登録は必要ですか。	1度取得した登録番号は、引き続きご使用できます。再度登録の必要はありません。	
9	利用登録	子どもが2人います。登録するのは1人だけでいいですか。	本事業は、お子さまごとの申請になります。利用を予定しているすべてのお子さまの登録をお願いいたします。	
10	利用登録	もうすぐ下の子が産まれます。出産前に利用登録だけすることはできますか。	お生まれになって住民登録が完了してからの利用登録をお願いいたします。	
11	事業者	本事業の対象ベビーシッター事業者はどのように確認すれば良いですか。	対象事業者は、東京都のホームページ（豊島区ホームページからもリンクしています。）に掲載しておりますので、サービス利用前に必ずご確認ください。なお、事業者は、東京都が認定を行い次第随時更新されますのでご留意願います。	

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和6年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
12	事業者	本事業の利用にあたっては、区がベビーシッターを斡旋してくれるのですか。	区ではベビーシッターの斡旋はしておりません。本事業は、あくまで、区がベビーシッター利用料を助成する事業です。	
13	事業者	希望した日時で予約が取れない場合、どうしたらいいですか。	区ではベビーシッターの斡旋はしておりません。認定事業者は複数ありますので、他の事業者にお問い合わせを行うことで、予約ができる可能性があります。	
14	事業者	保護者が事業者と契約する際に、注意すべき事項はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえてご契約いただきますようお願いいたします。 ・利用するベビーシッター事業者が要件を満たしているかどうかを必ず事前に東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」でご確認ください。 ・契約する事業者に対して、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。 	
15	従事するベビーシッター	従事するベビーシッターが、対象となるベビーシッター要件を満たすのかわかりません。	<p>ベビーシッター事業者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>※「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したいので、要件を満たすベビーシッターを派遣してほしい」旨を伝えていただくとスムーズかと思われます。</p>	
16	従事するベビーシッター	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っているのですか。	対象となるベビーシッターは、東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	
17	助成対象の可否	ベビーシッター事業者から提供されるサービスは、当該児童の保育に限るとされていますが、送迎は補助対象となりますか。	保育を付随する送迎は助成対象となりますが、送り迎えのみの利用や家事の代行といった、保育を含まないサービスは補助対象となりません。	

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和6年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
18	助成対象の可否	ベビーシッター利用料として、会費が利用料に充当される形式ですが、これは会費にあたりますか。	利用明細等で保育料に充当されていることが確認できれば助成対象となります。その際は会費の領収書の提出も必要になります。また、請求にあたり事業者へその旨確認させていただくことがございますのでご注意ください。	
19	助成対象の可否	ベビーシッターに係るすべての費用が助成対象となりますか。	すべてではありません。 ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）が対象です。 保育料以外（入会金、会費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、家事支援、家事援助、送迎、ピアノ指導、英語指導等）は対象外 です。	
20	助成対象の可否	家事サービスは助成対象になりますか。	純然たる保育サービス提供対価として認められないため、対象となりません。	
21	助成対象の可否	送迎サービスは助成対象になりますか。	基本保育料に含まれる場合は助成対象です。 ただし、オプション料金として加算される場合は対象となりません。	
22	助成対象の可否	クーポンやポイントを利用しましたが、助成申請ができますか。	勤め先の福利厚生、子ども家庭庁ベビーシッター割引券など、クーポン券等割引を受けている場合でも助成対象となります。 ただし、保育利用料から割引相当額を差し引いた額を助成対象とします。 （割引金額は保育利用料に充当します。交通費等の助成対象外となるオプション利用料に充当することはできません）	
23	助成対象の可否	3時間を予約して、2時間のみ利用しました。この場合、3時間の助成申請ができますか。	実際の利用時間である2時間が助成対象となります。事業者により予約の最小時間が異なりますので、詳細は事業者にお問い合わせください。	
24	申請手続き	助成対象期間を教えてください。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までが対象期間です。	

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和6年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
25	申請手続き	申請時期はいつまでですか。また、支払時期はいつですか。	<p>ホームページの「●重要なお知らせ」をご確認ください。</p> <p>領収書や利用明細等の提出が申請期日までに間に合わない場合も、期日までに「申請書兼口座振替依頼書」と、その時点で提出可能な書類（利用時間、利用額などが分かるもの）を提出してください。</p> <p>令和6年4月から6月に利用→令和6年7月31日消印有効 令和6年7月から9月に利用→令和6年10月31日消印有効 令和6年10月から12月に利用→令和7年1月31日消印有効 令和7年1月から3月→令和7年4月15日消印有効</p> <p>提出期限までに提出があった申請書については一定期間まで不足書類の追加提出を受け付けます。</p> <p>なお、提出期限までに申請書の提出がない場合は、予算の執行上、申請を受け付けられません。</p> <p>振込時期は申請書を受け付けた日の末日から2か月程度後となります。</p> <p>なお、申請書の受付は、添付書類も含め申請に必要な書類がすべて揃った後となります。</p>	
26	申請手続き	本事業の申請にあたって、必要な資料は何ですか。自分（保護者）が作成する書類と、事業者が発行する書類とそれぞれ教えてください。	<p><input type="checkbox"/>自分（保護者）が作成する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書兼口座振替依頼書 ・別表 利用内訳表 <p><input type="checkbox"/>事業者が発行する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・利用明細書 ・ベビーシッター要件証明書 	
27	申請手続き	複数月利用した場合、申請書や利用内容内訳表は月ごとに作成する必要がありますか。	申請書は1枚に複数月分まとめることができますが、利用内容内訳表は利用月ごとに作成をお願いします。	
28	申請手続き	申請書兼口座振替依頼書の氏名は、領収書の氏名と異なってもよいですか。	申請書兼口座振替依頼書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。補助金交付申請者・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があります。	
29	申請手続き	振込先口座は申請者本人の名義でなくてもよいですか。	本補助金の申請書兼口座振替依頼書の名義は、事業者が発行する領収書に記載された方に限られます。	

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和6年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
30	申請手続き	現在の利用時間はどのように確認できますか。	交付決定通知書に助成の対象となる利用時間を記載しています。利用時間についてはご自身で管理していただきますようお願いいたします。	
31	申請手続き	兄弟姉妹で本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか。	児童ごとに助成上限時間があるため、児童ごとの作成をお願いいたします。	
32	申請手続き	同じベビーシッターを複数回利用した場合、要件証明書は1枚でもよいですか。	ベビーシッター1人につき1枚で構いません。ただし、次回以降の申請で省略することはできません（申請の都度、提出が必要になります）。	
33	申請手続き	記入した申請書をコピーして保管していました。次回の申請に再利用しても問題ないですか。	申請の都度、申請書はエクセルデータに入力するか、手書きで作成したものをご提出ください。一度使用したものをコピーしての再利用はご遠慮ください。	
34	申請手続き	領収書をスマートフォンやパソコンの画面を印刷したもの（スクリーンショットなど）で提出しても構いませんか。	画面を印刷したもの（スクリーンショットなど）の提出はご遠慮ください。領収書そのものを印刷したものをご提出ください。	
35	申請手続き	申請印の省略はできますか。	申請印の省略はできませんので、申請の都度、忘れずに申請印を押印してください。	
36	申請手続き	申請書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。	書き間違えた箇所は二重線で訂正して書き直し、上に押印してください。または近くの余白部分にフルネームで自署してください。フリクション等、消えるペンでの記入はご遠慮ください。また、修正液の使用はしないでください。	
38	利用時間の計算	令和5年度の事業から変更点はありますか。	これまでは「分」単位の利用分を助成対象としておりましたが、本事業を扱う他の自治体と取扱いをそろえ、 児童1人ごと1か月単位で利用時間を合計し、「分」単位を切り捨てた「時間」単位の利用分が助成の対象となります。	
39	利用時間の計算	令和5年度の事業から変更点はありますか。	1度申請をし、助成を受けた月の再度の申請はできません（4月分を申請し、助成を受けた後に、4月分の申請漏れがあったことが判明した場合や4月に違う事業者を利用していた場合等も含む）。	

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和6年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
40	利用時間の計算	児童1人ごと1か月単位で利用時間を合計し、「分」単位を切り捨てた「時間」単位の利用分が助成の対象となるとはどういう意味ですか。	例えば、ベビーシッターを1か月のうちに2日間利用し、1日を「 1時間30分 」、もう1日を「 2時間 」利用した場合は、1か月の合計時間は「 3時間30分 」となります。そのうちの「 3時間 」を 助成対象時間 、及び利用時間とします。 1時間未満（この場合は30分） については、その月において 助成対象外 となります。	
41	利用時間の計算	例として、 4月1日 10:00~11:30、4月2日 21:00~22:30、 4月3日 22:00~23:30 利用した場合はどのようになりますか。	この場合、1か月の合計利用時間は、 日中 2時間30分、夜間 2時間 となります。 1か月単位で、日中利用、夜間利用の区分ごとに利用時間を合計し、分単位を切り捨てた上での申計算となるため、 助成対象時間は 日中 2時間、夜間 2時間 となります。	
42	利用時間の計算	利用時間が夜間（22時～7時）と夜間以外（7時～22時）にまたがった場合の計算はどのようになりますか。	午前7時から午後10時までの利用と午後10時から翌日の午前7時までの利用のそれぞれに1時間に満たない利用時間があり、これを合算すると1時間を超えるとき、午後10時から翌日の午後7時までの利用時間が30分以上の場合は3,500円、そうでない場合は2,500円を上限に助成します。	
43	利用時間の計算	7時～22時の利用と22時～翌7時の利用のそれぞれに1時間に満たない利用時間があり、これを合算すると1時間を超えるときはどのようになりますか。	22時～翌7時の利用時間が30分以上の場合は3,500円、そうでない場合は2,500円を上限に助成します。 例えば、1か月の合計利用時間が、7～22時の利用時間が「 7時間45分 」、22時～翌7時の利用時間が「 2時間30分 」の場合、合計すると「 10時間15分 」となります。 7～22時、22時～翌7時それぞれの分数を切り捨てると、7～22時の利用時間が「 7時間 」、22時～翌7時の利用時間が「 2時間 」となります。 切り捨てた分数を合算すると「 1時間 」を超え、そのうち、22時～翌7時の利用時間が30分以上であることから、「 1時間 」の助成上限金額3,500円が加わります。 補助上限金額としては 7～22時「7時間」×2500円＝17,500円 22時～翌7時「2時間」×3500円＝7,000円 切り捨てた分数の合計「 1時間 」×3500円の合計 28,000円 となります。	

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に係るFAQ（令和6年4月1日時点版）

NO.	分類	質問	回答	備考
37	その他	令和3年度税制改正により、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となりましたが、本事業の助成金の取扱いはどうなりますか。	本助成金も非課税対象となります。本税制改正は、令和3年分以後の所得税及び令和4年度分以後の個人住民税について適用されます。	